

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 10 月 1 日から 25 年 3 月 31 日まで
私は、A社に昭和 25 年 3 月 31 日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、夫自身が裁定請求時の職歴欄に昭和 22 年 10 月から 25 年 3 月までA社に在籍したと記載してあるから申し立てたと述べている。

しかし、申立人が申立期間直後に勤務したB事業所が保管する申立人の履歴書によれば、申立期間のうち昭和 24 年 1 月 30 日から同年 11 月 30 日まで、C事業所という記載が確認できることから、申立人は当該期間を失念していたことがうかがえる。

また、申立期間にA社で厚生年金保険の加入記録がある複数の同僚はいずれも申立人を覚えていない。

さらに、A社の当時の経営者は他界しており、申立期間に係る関連資料が廃棄されていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から 59 年 4 月まで

私は、同僚に誘われ、昭和 58 年 11 月頃から A 事業所の事業主が経営する B 事業所で勤務を始めたが、A 事業所の資格取得日が 59 年 5 月 1 日となっている。また、当初、年金手帳が 2 冊有ったことから社会保険事務所（当時）で 1 冊にまとめる手続をした経緯があり、申立期間の厚生年金保険の記録が無くなったのではないかと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が供述する厚生年金保険記号番号の重複取消が行われていることは確認できるが、当該重複取消は、申立期間後の昭和 59 年 6 月に同事業所で同年 5 月 1 日に被保険者資格を取得した際に払い出された厚生年金保険記号番号と申立人が申立期間前の勤務先で使用していた厚生年金保険記号番号について行ったものであり、申立人が主張する年金手帳を 1 冊にまとめる手続をしたことに伴い年金記録が欠落した状況はうかがえない。

また、複数の同僚は、いずれも、申立人の勤務始期を記憶しておらず、申立期間の勤務実態を確認することができない。

さらに、申立期間当時の A 事業所の事業主は既に死亡しており、同事業所を継承した C 社の事業主も、申立期間当時の書類は無い旨の供述をしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 12 月 1 日から 33 年 7 月 1 日まで

A社（現在は、B社）を退社した後に脱退手当金が支給された記録になっているが、脱退手当金制度があることを知らなかった上、脱退手当金を受給した記憶も無い。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人の記載されているページ及びその前後3ページに記載のある同性の記録のうち、申立人の資格喪失日前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者15人についてオンライン記録を確認したところ、11人に脱退手当金が支給決定されており、そのうち6人が6か月以内に支給決定されている上、脱退手当金を受給した同僚の一人は、同社に手続をしてもらい、同社から脱退手当金を受け取った旨述べていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月から 18 年 9 月まで
平成 13 年 8 月から標準報酬が 26 万円に下がり、15 年 11 月から 41 万円になっているが、18 年 10 月に資格喪失するまで 62 万円だったと記憶しているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間のうち申立期間における標準報酬月額が下がっていることについて申し立てているが、同社は既に解散しており、申立人に係る賃金台帳等の資料は残っていないこと、及び申立人も給与明細書を保有していないことから、申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、年金事務所に保管されているA社に係る平成 17 年 7 月 4 日受付の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を確認したところ、申立人の同年 4 月から 6 月までの報酬月額が各月とも 40 万円、決定後の標準報酬月額は 41 万円と記載されており、オンライン記録と一致している。

さらに、B市役所が提出した申立人に係る平成 13 年度から 18 年度までの「個人市県民税の所得状況について」に記載されている給与収入及び社会保険料控除について確認したところ、平成 13 年度（平成 12 年中）と比較して、翌 14 年度以降から下がっており、15 年度及び 16 年度は 13 年度の半分以下まで下がっていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。